

平成30年度 前橋市産業施策

# 産業サポートガイド

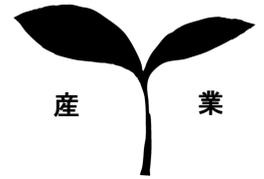
Industry Support Guide

事業者・起業家・勤労者の方へ



# 産業サポートガイド

各サポートメニューの詳細な内容については、産業政策課（027-898-6983）へお問い合わせください。



## 企業の皆さんへの補助制度

### 1 設備投資促進補助金※1 **事前申請** **大企業可**

生産性向上、合理化、省力化のための機械器具装置及び生産補助設備の新規導入、または既存設備の更新に要する費用（30万円以上の事業。小規模企業者は10万円以上の事業）の一部を補助します。

- ◇補助率：1/5（小規模企業者は1/3）（補助上限80万円）※2
- ◇受付開始および採択方法：平成30年6月1日より（予算の範囲で先着順）

### 2 IT化推進補助金※1 **事前申請** **大企業可**

事業用ハードウェア（パソコン、プリンタ、スキャナ、レジスター、ファクシミリ、複合機、プロジェクタに限る。）および事業用ソフトウェア（会計ソフト、CADソフト等）の新規導入、または既存設備の更新に要する費用（30万円以上の事業。小規模企業者は10万円以上の事業）の一部を補助します※3。

- ◇補助率：1/5（小規模企業者は1/2）（補助上限20万円）※4
- ◇受付開始および採択方法：平成30年6月1日より（予算の範囲で先着順）

【進出企業特例要件（上記1及び上記2共通）】

本市の工業専用地域内等(※)に2,000㎡以上の土地を取得または賃借し、自らが事業活動を行おうとするもの。

※本市の工業専用地域内等…本市の工業専用地域、工業地域、平成26年3月31日に解散した前橋工業団地造成組合が造成した造成地内(住宅団地の用に供するものを除く。以下この文において同じ。)若しくは群馬県企業局が造成した造成地内

### 3 事業拡張サポート補助金※5 **事前申請** **大企業可**

工業団地内の既存の事業所敷地内に工場、物流施設等を増設又は建替える事業者に対し補助を行います。

◇補助要件 ※6

既存事業所の土地区分	工業専用地域		左記を除く旧前橋工業団地造成組合又は県企業局造成の工業団地等	
	製造事業所	物流事業所	製造事業所	物流事業所
対象施設	製造事業所	物流事業所	製造事業所	物流事業所
既存事業所の建築面積	500㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	5,000㎡以上
増設・建替えに必要な建築面積	500㎡以上	2,000㎡以上	1,000㎡以上	5,000㎡以上

◇補助内容

- 施設設置補助金：増設等に係る家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額を3年間補助
- 事業促進補助金：増設等に係る事業所税資産割の2分の1相当額を3年間補助
- 雇用促進補助金：増設等に伴い前橋市民を新規に常時雇用し、事業開始後1年以内に新規雇用者1人につき10万円を1回交付（上限200万円）

### 4 国際見本市各種展示会等出展費補助金

中小企業の見本市などへの出展に係る費用の一部を補助し、自社製品・自社技術の販路開拓の支援を行います。

- ◇補助対象経費：出展小間料、装飾費、海外への製品等運送費、通訳同行費用
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内※7
- ◇受付期間：平成31年1月4日～1月31日

記号の意味

**事前申請**

事前申請が必要

**大企業可**

大企業でも利用可能な制度

※1 市内で1年以上継続して操業を行っている事業者または進出企業に限ります。

※2 事業所税納付事業者については、納税額と40万を比較して少ない金額を補助上限額に加算できます。

※3 物品等の購入については、原則市内企業への発注に限ります。

※4 事業所税納付事業者については、納税額と10万を比較して少ない金額を補助上限額に加算できます。

※5 事前の手続きが必要です。詳しくは、産業政策課企業立地推進室(027-898-6984)へ。

※6 市内で3年以上継続して事業を行っている事業者に限ります。

※7 出展小間料、装飾費は補助上限30万円。過去3年間で2回目利用者は20万円、3回目利用者は15万円が上限です。出展企業が1,000社を超える大規模な展示会・海外展示会への製品等運送費は各々10万円を上限に加算可能。海外展示会への通訳同行費用について15万円を上限に加算。受付期間の申請総額が予算額を上回った場合、補助額の按分等の調整を行う場合があります。

## 5 人材スキルアップ補助金

中小企業が行う従業員の人材育成に要する費用<sup>※8</sup>の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：①社内研修に要した費用（社外講師謝礼および会場使用料）  
②各種セミナー・技術講習会の受講料  
③取得した資格に係る試験受験料
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（一部の資格研修等については2/3以内）  
（補助上限7万円）<sup>※9</sup>
- ◇受付期間：平成31年1月4日～1月31日

## 6 新製品・新技術開発費補助金 **事前申請**

新製品・新技術を開発した事業の経費の一部を補助し、開発に意欲的に取り組む中小企業等を支援します。

- ◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、検査費用、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限50万円）
- ◇受付期間：随時（予算の範囲内で先着順）

## 7 長期対応型 新製品・新技術開発費補助金 **事前申請**

中小企業等が、複数年に渡って実施する新製品・新技術を開発するための経費を補助します。（最大3年間まで同一テーマでの申請が可能）

- ◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、技術指導等の経費
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限200万円）
- ◇受付期間：平成30年4月2日～5月31日（新規申請）  
平成30年4月2日～4月13日（継続申請）

## 8 共同研究推進補助金<sup>※10</sup> **事前申請**

中小企業等が、大学・学術研究機関等と連携して、新たな技術の開発を目指す研究に取り組むための経費を補助します。

- ◇補助対象経費：大学・学術研究機関との共同研究費、研究委託費等
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限50万円）
- ◇受付期間：随時（予算の範囲内で先着順）

## 9 前橋市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金 **事前申請**

中小企業が新製品・新技術を開発した事業経費の一部を県と共同で補助<sup>※11</sup>します。

- ◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費
- ◇補助限度額：補助上限80万円（群馬県：40万円、前橋市：40万円）
- ◇受付期間：平成30年4月2日～5月11日

## 10 販路開拓促進補助金 **事前申請**

製品のプロモーションなどの販売促進活動に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助率：1/2以内（補助上限50万円）、デザイン費用の部分は2/3以内
- ◇補助対象経費：デザイン料、専門家謝金、委託料等
- ◇受付期間：（第1期）平成30年4月2日～6月15日（第2期）平成30年9月3日～10月12日

## 11 次世代経営力強化セミナー 補助金

中小企業大学校が市内で実施するサテライト・ゼミへの受講料の一部を補助します。

- ◇開催期間：セミナー期間 平成30年9月6日～10月11日
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内

※8 従業員の個人負担分、食費・宿泊費実費相当分については対象外です。

※9 受付期間の申請総額が予算額を上回った場合、補助額の按分等の調整を行う場合があります。

※10 平成29年度前橋市長期対応型新製品・新技術開発費補助金（連携型）を申請した企業で、同テーマの申請は受け付けられません。

※11 事業者負担が20万円以上。

## 12 前橋市特例子会社設立補助金 **事前申請** **大企業可**

市内に特例子会社**又はその支店等**を設立する事業者に、設立に必要な初期費用の一部を補助します。

- ◇補助率：2/3以内（補助上限500万円）
- ◇補助事業者：障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する親事業主又はその特例子会社
- ◇補助対象経費：特例子会社**又はその支店等**の設立に係る施設整備費および備品購入費（補助金を交付する年度に支出するもの）

## 13 前橋市企業主導型事業所内保育施設設置促進補助金 **事前申請** **大企業可**

市内に企業主導型の事業所内保育施設を新設した事業者に対して、設置費用の一部を補助します。詳しくは、産業政策課雇用促進係（027-898-6985）にお問い合わせください。（※計画の段階でご連絡ください。）

- ◇補助金額：下記①又は②のどちらかをお選びいただけます。
  - ①施設整備費（補助限度額500万円）
    - ・中小企業…補助対象経費の1/6以内・大企業…補助対象経費の1/12以内
  - ②設備整備費（補助限度額200万円）
    - ・中小企業…補助対象経費の2/3以内・大企業…補助対象経費の1/2以内
- ◇受付期間：平成30年4月1日～11月30日

# 便利な制度融資

## 1 企業設備資金

市内企業の各種設備資金を融資します。

- ◇融資限度額：①1億円<sup>※12</sup> ②機械器具装置等 3億円
- ③工場・事務所の建築、それらに係る土地購入 5億円
- ◇融資利率：年1.7%以内（保証付き年1.4%以内） ◇融資期間：10年以内

※12 製造業・建設業・鉱業・採石業・砂利採取業・情報通信業・運輸業・郵便業は、②③になります。

## 2 小口資金・経営振興資金<sup>※13</sup>

商品の仕入れなどの運転資金や機械設備、事務所等の新築・増改築などの設備資金を融資します。経営振興資金(通称「前経」)は、小口資金を利用し、さらに資金が不足する場合に利用できます。

- ◇融資限度額：小口 1,250万円、前経 1,500万円
- ◇融資利率：小口（年1.8%以内）、前経（年2.3%以内）
- ◇融資期間：小口（運転資金6年以内・設備資金8年以内）  
前経（運転資金7年以内・設備資金9年以内）

※13 小口資金は平成28年度から30年度までの間は、信用保証料がかかりません。

要件に該当する場合のみ借換融資の対象となります。なお、借換融資期間は6年以内です。

## 3 経営安定資金(経営振興資金特別融資)

急激な景気悪化に対する前橋市の緊急経済対策として、下記の要件を満たした方に対して融資します。

- ◇融資限度額：3,000万円  
（経営振興金融融資残額がある場合は、3,000万円から融資残額を引いた額）
- ◇融資利率：年1.5%以内 ◇融資期間：運転資金7年以内<sup>※14</sup>
- ◇融資要件：次の①～③のいずれかに該当すること（内容はお問合せください）
  - ①関連倒産防止 ②受注、売上減少 ③セーフティネット保証関連
- ◇その他：別途信用保証料が必要（市が一部を補助）

※14 要件に該当する場合のみ借換融資の対象となります。なお、借換融資期間は6年以内です。

#### 4 中心商店街にぎわい資金

中小企業者の方が市内の活性化区域で、店舗の改装や、販売設備・駐車場施設の設置などに要する資金を融資します。また、商店街協同組合などが共同施設を設置するなどの設備資金としても利用できます。

◇融資限度額：1億円 ◇融資利率：年1.0%以内（保証付き年0.8%以内）

◇融資期間：10年以内

#### 5 中小企業研究開発支援資金

新製品・新技術開発、開発のための共同開発・共同研究事業、新たな分野への進出、国際認証取得に関する事業に対し融資します。

◇融資限度額：2億円 ◇融資利率：年1.0%以内 ◇融資期間：10年以内

#### 6 季節資金

夏季または年末年始の時期における商品や原材料の仕入れなど、季節的な運転資金及び事業所税の納付資金を融資します。

	季節資金	事業所税納付資金
融資限度額	2,000万円以内	事業所税納付相当額以内 (2,000万円以内)
融資利率	年1.5%以内 (保証付き年1.3%以内)	年0.5%以内
融資期間	6ヶ月以内	11ヶ月以内

#### 7 短期サポート資金

売掛債権未収金や仕入資金、外注費など短期的な運転資金を融資します。

◇融資限度額：5,000万円（但し、保証協会付は残高3,000万円以内）

◇融資利率：年1.7%以内（保証付き年1.5%以内）

◇融資期間：1年以内

#### 8 経営力強化支援資金※15

自ら経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関（金融機関等）に指導を受けながら、経営力の強化を図る事業者に対して融資します。

◇融資限度額：5,000万円 ◇融資利率：年2.5%以内

◇融資期間：運転資金5年以内（内据置1年以内）

設備資金7年以内（内据置1年以内）

借換10年以内（内据置1年以内）

## 経営支援も行っています

#### 1 御用聞き型企业訪問

前橋市・前橋商工会議所・前橋工科大学が共同で企業を訪問し、企業の技術的・経営課題の解決に向け支援します。三者による訪問をご希望される方はお気軽にお問い合わせください。

#### 2 高度ものづくり技術アドバイザー派遣事業

ものづくりに関する課題を抱える市内企業に対し、大学等で活躍したものづくりアドバイザーを派遣します。

#### 3 経営セミナー・講演会

経営者、監督者、従業員を対象にした各種セミナー・時局講演会を開催します。

※15 別途信用保証料が必要です。既往債務借換のための資金は保証協会の信用保証を付している市制度融資（起業家独立開業支援資金、短期サポート資金、季節資金を除く。但し、小口資金については、借換要件が適用されない場合に限る。）に限ります。

# 本市で創業・起業したい方へ

 産業政策課（027-898-6983）

## 1 創業支援塾(参加費無料)

新しい事業、新分野への進出に対するチャレンジ企業を育てるセミナー「創業支援塾」を開催し、地域産業の活力となる起業家の育成を図ります。

- ◇対象者：新たに市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方<sup>※16</sup>
- ◇内容：中小企業診断士や金融機関の方を講師に招き、5回講座で、創業準備や資金運用、経営ノウハウを学びます。（6月予定）
- ◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」に認定されています。全受講時間の8割以上出席すると、市が認定証を発行します。認定証があると、市内で法人を設立する際の登録免許税（最低15万円）が半額になることがあります。また、融資を受ける際の創業保証の枠も1,000万円から1,500万円に拡大されます。

※16 開業後5年以内。

## 2 創業支援コンサルティング(申し込み無料)

創業予定者、創業間もない起業家<sup>※16</sup>、または事業承継・事業再生などにより新たに事業を始める者が抱える様々な課題解決のために相談業務を実施し、起業家の育成支援を図ります。

## 3 起業家独立開業支援資金

前橋市内で新規に独立開業しようとする方<sup>※17</sup>、会社が新たに市内に設立（分社）した中小企業者（設立後5年未満）を対象に、開業のために必要な運転資金・設備資金を融資します。

- ◇融資対象事業：中小企業信用保険法が定める特定事業（一部例外あり）
- ◇融資限度額：5,000万円 ◇融資利率：年1.0%以内 ◇融資期間：10年以内

※17 事業開始後3年未満の方等を含みます。

## 4 創業サポート総合制度

前橋市内で新規に独立開業しようとする方<sup>※17</sup>を対象に、中小企業診断士による経営サポートのほか、制度融資に係る利子と保証料の一部の補助を行う先進的な制度です。

- ◇内容：①中小企業診断士による最大8回の無料コンサルティング  
②起業家独立開業支援資金融資制度の支払利子の3年分を補助  
③1,500万円までの借入に対し、3年分の保証料相当額を補助(年1%を上限)
- ◇条件：①起業家独立開業支援資金、県又は日本政策金融公庫の創業関連融資のいずれかを利用すること（利子・保証料補助は起業家独立開業支援資金融資のみ）  
②前橋市指定の中小企業診断士の診断を受け、制度利用許可を得ること

# 特にまちなかで創業したい方へ<sup>※18</sup>

 にぎわい商業課（027-210-2273）

【補助制度メニュー】

補助制度の名称	補助対象者	対象経費	補助金額
①まちなか店舗開店支援事業補助金	空き店舗等で小売業等の店舗を開店するもの	改修工事費	1/2以内 上限100万円
②まちなかオフィス開業支援事業補助金	空きオフィス等にオフィスを開業するもの	改修工事費	1/2以内 上限100万円
③まちなか創業支援事業補助金	前橋市創業センターから、新規開店・開業するもの	改修工事費	1/2以内 上限100万円

※18 補助制度を受けるには事前の手続きが必要です。

詳しくは商業サポートガイドをご覧ください。か、にぎわい商業課にお問い合わせください。

補助制度の名称	補助対象者	対象経費	補助金額
④まちなか店舗事業 承継支援事業補助金	店舗の事業承継（経営引継）を行おうとするもの	改修工事費	1/2以内 上限150万円
⑤まちなか低未利用地 等活用促進事業補助金	建築物を新築し、自ら事業を営むもの	改修工事費	1/2以内 上限200～500万円
⑥空洞化対策事業U   J ターン加算補助金	①～⑤事業利用者で市外から市内に転入するもの	上記経費に加算	加算：10万円(5万円)/人×3人まで※19

※19 中心市街地に転入の場合10万円、その他市内の場合5万円を基礎に×3人まで加算します。

## その他の応援事業

### 1 起業家交流会 問(一社)前橋起業支援センター (027-221-2500)

起業して間もない方やこれから起業を検討している方を対象とした交流会を実施します（予定）。情報交換や人脈作り、モチベーションアップにお役立てください。個別相談会も実施する予定です。

### 2 事業継承マッチング事業

後継者問題や様々な理由から事業の廃業及び譲渡を検討している方と、これから事業を行おうと考えている方や異業種進出を検討している方を結びつけ、事業が承継されるよう支援を行います。廃業及び譲渡、起業および異業種進出を検討されている方はご相談ください。

### 3 よろず相談会

まえばし創業支援ネットワークとして連携した、日本政策金融公庫前橋支店（事務局）、前橋商工会議所・東部商工会・富士見商工会、関東甲信越税理士会前橋支部、群馬県行政書士会、群馬県社会保険労務士会前橋支部、群馬県中小企業診断士協会、前橋起業支援センター、前橋市市民活動支援センター、群馬県信用保証協会、前橋市の12機関が合同相談会を実施し、創業者に対しワンストップサービスを行います。（時期未定）

## 創業センターにお越しください

起業して間もない方やこれから起業を検討している方が、低価格で利用できるオフィスや、お試し起業（飲食・物販等）ができるチャレンジショップを開設しています。事業が成功するよう、オフィスに入居しながら各種専門家の指導を受けることができます。また、施設では、起業に役立つ各種セミナーや起業に関する相談会を定期的開催します。また、ものづくりラボでは、3Dプリンター等の工作機器の利用も可能です。

◇利用金額：下表のとおり

オフィスタイプ	月額賃借料（税抜）	広さ
パーテーション	6,000円	約3㎡
オフィス（小）	18,000円	約9㎡
オフィス（大）	30,000円	約17㎡

チャレンジショップ	日額利用料（税抜）
イベント	2,000～3,000円
物販関係	1,000～3,000円
飲食店関係	1,500～6,000円



# 本市に立地をお考えの企業の方へ

問 企業立地推進室（027-898-6984）

## 1 企業立地優遇制度<sup>※20</sup> **事前申請** **大企業可**

◇対象施設：工場、物流施設、研究施設、データセンター、事務所（従業員30人以上）

◇立地要件及び助成メニュー

立地要件		助成メニュー				
		① 施設設置	② 事業促進	③ 雇用促進	④ 用地取得	⑤ 発掘調査
A	本市産業用分譲地、企業局産業用分譲地への立地	○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
B	本市産業用地、企業局産業用地への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—
C	工業団地等 <sup>※21</sup> への立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
D	工業団地等 <sup>※21</sup> 内への居抜き立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
E	工業団地等 <sup>※21</sup> への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—

【その他要件】全区分：土地面積2,000㎡超及び対象施設を設置、C・E：対象施設の延べ床面積1,000㎡超、C～E：投下固定資産1億円超

◇助成金内容（上表の①～⑤に対応）

助成金の名称	優遇措置の内容	限度額	期間又は回数
①施設設置助成金	固定資産税・都市計画税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年 又は3年
②事業促進助成金	事業所税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年 又は3年
③雇用促進助成金	前橋市民新規常用雇用者及び転勤に伴い前橋市民となった者1人につき20万円を助成(事業開始から1年後)	500万円	1回
④用地取得助成金	土地取得代金の10%相当額を助成	1億円	1回
⑤埋蔵文化財発掘調査助成金	埋蔵文化財発掘調査費用の50%相当額を助成	1,000万円	1回

## 2 企業誘致促進資金融資 **事前申請** **大企業可**

前橋市企業立地促進条例の指定者およびその見込みの者に対し融資します。

◇融資額：6億円以内 ◇融資利率：年1.5%（保証付：1.1%以内）

◇融資期間：12年以内

◇資金使途：土地取得、事業所新設・購入資金、事業所開設にかかる設備導入資金

## 3 緑地面積率等の緩和

工場立地法により定められている工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積要件について、前橋市工場立地法地域準則条例により、下表のとおり緩和しています。

区域	緑地面積率	緑地面積を含む環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上	50%以下
準工業地域・多田山産業団地	10%以上	15%以上	50%以下
上記以外の本市地域	20%以上	25%以上	50%以下
【参考】国の基準（法準則）	20%以上	25%以上	25%以下

※20 優遇制度を受けるには優遇措置の指定申請が事前に必要です。企業立地推進室へお問い合わせください。

※21 旧前橋工業団地造成組合造成地（工業団地・前橋都市計画富田地区地区計画の区域F地区）、企業局造成地（工業団地・産業団地）、工業専用地域、工業地域、前橋都市計画亀里地区地区計画の区域の一部。



# 勤労者のための支援メニュー

問 産業政策課（027-898-6985）

## ■中小企業者(経営者)が対象となっているもの

### 1 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金

障害者やひとり親家庭の父母を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業者に奨励金を交付します。

- ◇交付対象者：市内に主たる事業所を有し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の第1期支給決定通知を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者
- ◇対象労働者：市内に住所を有し、市内事業所に勤務する障害者およびひとり親家庭の父母
- ◇交付金額：①短時間労働者以外…対象労働者1人につき20万円  
②短時間労働者※22…対象労働者1人につき10万円

※22 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方。

### 2 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する中小企業者に奨励金を交付します。

- ◇交付対象者：市内に主たる事業所があり、出生時両立支援コース助成金又は育児休業等支援コース助成金（代替要員確保時）の支給決定を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者
- ◇対象労働者：市内事業所に勤務し、上記助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者
- ◇交付金額：支給対象労働者1人につき10万円

### 3 前橋市中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

退職金共済契約による新規加入時、追加加入時の月額掛金のうち、被共済者に係る共済契約締結日の属する月から起算して12か月以内のものに補助金を交付します。

- ◇交付対象者：以下の退職金共済契約を締結した中小企業者
  - ①勤労者退職金共済機構実施の中小企業退職金共済制度によるもの
  - ②前橋商工会議所および群馬県商工会連合会実施の特定退職金共済制度によるもの
- ◇交付金額：新規加入の場合掛金の20%、追加加入の場合掛金の10%

## ■中小企業者及び勤労者が対象となっているもの

### 前橋市UIJターン若者就職奨励金

若年者(40歳未満の方)の県外からの市内企業への就職促進、人口の増加及び定着・定住を図るため、UIJターン就職者と受け入れた中小企業者等に奨励金を交付します。

◇交付対象者

(1) UIJターン就職者(次の①～④全てを満たすこと)

- ①UIJターンによって前橋市に移住し、平成29年7月2日以降に市内で事業を営む中小企業等に就職した方
- ②前橋市へ転入後6か月以内又は転入前3か月以内に対象事業所に正規雇用された後、6か月以上継続して勤務している方
- ③奨励金交付後も5年以上前橋市に住所を有する意思がある方
- ④市税を滞納していない方

(2) 事業者

市内で事業を営む中小企業者等で(1)の該当者を正規雇用し、かつ、市税に滞納がないこと。

- ◇交付金額：(1)UIJターン就職者…支給対象者1人につき5万円※<sup>23</sup>  
(2)事業者…支給対象者1人につき5万円(1事業所につき上限25万円)

※<sup>23</sup> 配偶者又はその他扶養親族(以下「扶養親族等」という)とともに転入した場合は、扶養親族等1人につき25,000円を加算する。(1世帯の上限金額10万円)

## ■勤労者が対象となっている融資

### 前橋市勤労者生活資金

勤労者福祉の増進と文化的生活の維持向上を目的とし、市内の勤労者の生活に必要な資金を融資します。(審査の結果、融資利用のご希望に添えない場合があります)

- ◇資金使途：教育費、育児休業および介護休業に伴う生活費、医療費、冠婚葬祭費、消費財購入(自動車等)、家屋簡易工事等
- ◇融資対象者：市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤続する勤労者の方。ただし、自営業者・事業所得者・会社の経営者および役員等は利用できません。
- ◇融資限度額：200万円
- ◇融資利率(期間)：教育費、育児・介護休業に伴う生活費 年1.9%以内(10年以内)  
その他 年2.1%以内(5年以内) ※別途保証料が必要
- ◇申込窓口：中央労働金庫市内3店舗

# 前橋に就職したい人のための支援メニュー

## ■ジョブセンターまえばし(総合的な就職支援施設)

若者や子育て中の女性をメンターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口も併設しています。

◇主な就職支援メニュー

- ・カウンセリングによる就職支援プログラムの作成
- ・就職活動に役立つ各種セミナー
- ・インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング
- ・子育て中の女性を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会
- ・就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援

◇その他

- ・施設の各部屋の貸し出し

◇開館時間：午前9時～午後9時

- ・就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時～午後5時

◇休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始

◇所在地：前橋市大渡町二丁目3-15

- ・総合的就職支援窓口 (電話) 027-289-4634
- ・講座、施設利用窓口 (電話) 027-252-0500
- ・ハローワーク窓口 (電話) 027-256-9321



## ■その他

### 1 パソコン講座

求職者がパソコンスキルを身につけ就職に役立てることや、勤労者が職場でのパソコン業務や作業の効率化を図れるようになることを目的としたパソコンの初級講座及びマイクロソフトオフィススペシャリスト資格取得対策講座を開催します。

### 2 介護職員初任者研修講座

求職者を対象として介護職員初任者の資格取得講座を開催します。



前橋市の産業施策に関する情報や申請書のダウンロード等、  
詳しくは前橋市ホームページをご覧ください。



◇前橋市の補助金情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所:ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>補助金をご希望の方へ

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/333/index.html>



◇融資の情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所:ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>融資をご希望の方へ

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/334/index.html>



◇工業団地のページはこちらから

掲載場所:ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>工業団地

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/335/index.html>



◇労働施策のページはこちらから

掲載場所:ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>雇用・労働(事業者向け)

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/007/index.html>



◇産学官連携に関するページはこちら

掲載場所:ホーム>事業者の方へ>産業振興・仕事>商工業>製品開発を考えている方へ

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/332/006/index.html>



前橋市